

岩手県福祉サービス第三者評価推進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「岩手県福祉サービス第三者評価推進事業実施要綱（平成17年5月11日制定）」に基づき、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の認証にかかる要件（以下「認証要件」という。）、第三者評価基準、評価の方法及び評価結果の取扱い等、岩手県福祉サービス第三者評価推進事業の実施に関し必要な事項を定め、評価の信頼性、透明性を確保するとともに、評価事業の普及・定着に資することを目的とする。

(評価)

第2条 この要領に基づいて認証された評価機関は、「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平成26年4月1日付雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省社会・援護局長ほか2局長通知）に基づく評価を行うことができるものとする。

(認証要件)

第3条 評価機関の認証要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 所属する評価調査者に関し、次の要件を満たすこと。
 - ア 次の(ア)又は(イ)に該当する者をそれぞれ1名以上設置すること。
 - (ア) 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - (イ) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - イ 評価調査者の全てが、県が定める評価調査者養成研修を修了していること。
 - ウ 県が定める評価調査者継続研修の参加機会を確保すること。
- (3) 次に掲げる規程等を整備し、公開していること。
 - ア 所属する評価調査者一覧（前号アに関する資格又は主な経歴等及び前号イに規定する研修の修了状況を記載したもの。なお、氏名については非公開とすることもできる。）
 - イ 事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別を含む。）
 - ウ 第三者評価の手法
 - エ 守秘義務に関する内容を含む倫理規程
 - オ 評価料金表
 - カ 評価事業の実績
 - キ 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者等の対応体制
- (4) 福祉サービスを提供していないこと。
- (5) 評価機関の役員等又は評価調査者自らが関係するサービス事業者の評価を行わな

いこと。

- (6) 評価機関となる法人の会員等が福祉サービス事業者の役員又は従事者である場合は、当該サービス事業者の評価を行わないこと。

ただし、評価結果の決定に当たって、外部の委員で構成する第三者性を有した評価決定委員会を設置し、評価結果についてあらかじめ当該委員会の承認を得ることが確保される場合は、この限りでない。

- (7) 評価の方法は、第11条に規定する内容を満たすこと。

- (8) 評価結果の取扱いについては、第12条に規定する内容を満たすこと。

(認証申請の手続き)

第4条 評価機関として認証を受けようとするものは、別途定める認証申請書に関係書類を添付して県に申請を行うこと。

(認証)

第5条 県は、前条の申請があったときは第3条に規定する認証要件に基づく審査を行い、その要件を満たす場合には、認証を行う。

2 県は、前項の審査に当たり申請を行った法人に対し、必要に応じて関係書類等の内容について聴き取りを行い、又は関係書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 県は、認証に当たり岩手県福祉サービス第三者評価機関認証委員会（以下、「認証委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(認証の通知)

第6条 県は、第4条の規定に基づく申請のあった法人について、前条の規定により評価機関として認証すること又は認証しないことを決定したときは、当該法人に対し、その決定の内容を通知する。

(認証の有効期間)

第7条 認証の有効期間は3年間とする。

(認証の更新)

第7条の2 第三者評価機関の認証は更新することができる。

この際、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあっては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。

(変更及び廃止)

第8条 評価機関は、認証申請時の申請内容に変更があった場合又は事業を廃止した場合

は、県に対し、変更又は廃止の日から 30 日以内にその旨を届け出るものとする。

(認証の辞退)

第 9 条 認証を受けた評価機関は、認証の有効期間中であっても認証辞退申請を県に提出し、認証を辞退することができる。

(認証の取消し)

第 10 条 県は、評価機関が更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず、当該研修を受講していない場合にあっては、認証委員会の審議を経て、当該認証の状況その他の事情を斟酌した上で、当該認証の継続が必要と認める場合を除き、原則として認証を取消すものとする。

また、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その有効期間にかかる認証委員会の審議を経て、認証を取消すものとする。

- (1) 第 3 条に規定する認証要件のいずれかに該当しないこととなった場合
 - (2) 原則として過去 3 年間、評価実績がない場合
 - (3) 第 12 条及び第 14 条に規定する県への報告又は県が行う調査等への協力を行わない場合
 - (4) 第 8 条の規定に基づき提出された変更届の記載事項若しくは第 14 条に規定する報告又は調査の結果、評価機関としてふさわしくないと認められる場合
 - (5) 前条に規定する辞退申請が提出された場合
 - (6) 次に掲げる不正な行為を行う等、評価機関としてふさわしくないと認められる場合
 - ア 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること
 - イ 守秘義務に反すること
 - ウ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること
 - エ 法令等に違反すること
 - オ その他社会通念上不正と認められる行為をすること
- 2 県は、認証を取り消したときは、当該評価機関に対しその旨を通知する。

(評価の方法)

第 11 条 評価機関が評価を実施するに当たって必要な事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 評価調査者として第 3 条第 2 号ア(ア)及び(イ)に規定する者それぞれ 1 名以上計 2 名以上で行うこと。この場合において、いずれの者も、第 3 条第 2 号イに規定する研修を修了した者でなければならない。
- (2) 評価機関は、別記 1 に定める「岩手県福祉サービス第三者評価基準」に従い、評価業務を実施する。ただし、当該評価基準に独自の評価基準項目を追加して評価業務を行うことを妨げない。
- (3) 評価の方法は書面調査及び訪問調査によるものとする。
 - ア 書面調査は、事業者が行う評価基準項目に関する自己評価の結果と当該事業者の組織及び事業の概要等を示す書類に基づき、評価基準項目ごとにサービスの実施概況等を把握する方法により行う。

イ 訪問調査は、書面調査及び第4号に規定する利用者調査の集計・分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って運営やサービスの実施状況を把握・検証する方法により行う。

- (4) 前号の調査のほか、利用者の意向を把握し第三者評価の参考に資するため、利用者調査を実施するよう努めるものとする。
- (5) 評価結果のとりまとめは、第三者評価の公正・中立性を確保する観点から、評価調査者の合議によって行うものとする。

その際、学識経験者等により構成される評価決定委員会を設置し、合議を行うことが望ましい。

(評価結果の公表・報告)

第12条 評価機関は、とりまとめた評価結果を事業者に報告し、評価結果の公表について当該事業者の同意を得るものとする。

なお、事業者から公表の同意が得られない場合は、次項の公表は行わないものとする。

- 2 評価機関は、評価結果を公表するときは、別記2に定める「岩手県福祉サービス第三者評価の結果」(以下、「公表内容」という。)に基づき行うものとする。

この場合において、評価機関は次項の規定による報告をもって当該公表に替えることができるものとする。

- 3 評価機関は、公表について同意を得た評価結果について、その同意を得た日から30日以内に、県に対して報告するものとする。
- 4 県は、評価機関から前項の規定による報告を受けたときは、これを公表するものとする。

(受審証の交付)

第13条 県は、第三者評価を受審した事業者に対して、別途定める第三者評価を受審したことを証する書面を交付する。

(事業報告・調査)

第14条 評価機関は、毎事業年度終了後、県に対し速やかに第三者評価事業の実績等を報告しなければならない。

- 2 評価機関は、県が実施する第三者評価事業の適正な実施を図るための調査及び指導に協力するものとする。

(社会的養護関係施設における評価の実施)

第14条の2 第2条から前条までの規定にかかわらず、社会的養護関係施設（児童養施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。以下同じ。）については、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（平成24年3月29日付雇児発0329第2号、社援発0329第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び厚生労働省社会・援護局長通知）の原則に基づくこととし、全国推進組織である全国社会福祉協議会から認証を受けた評価機関が、全国共

通の第三者評価基準により評価を行うことができるものとする。

2 前項のほか、評価の方法、評価結果の取扱い並びに評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修等、社会的養護関係施設における評価の実施に関し必要な事項については、国又は全国推進組織（全国社会福祉協議会）が定める全国共通の方法又は取扱い等が適用されるものとする。

(その他)

第15条 県は、この要領に定めるもののほか、事業の実施に当たり必要な事項は、取扱規程に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。ただし、別記1及び別記2の改正部分は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月24日から施行する。

岩手県福祉サービス第三者評価の評価基準は、「1 各サービス種別共通の評価基準」の福祉サービス評価基準に規定する評価基準とし、評価にあたっては、「評価基準の解説」に基づき実施すること。

また、障害者・児福祉サービス事業所等、保育所、婦人保護施設、児童館、自立援助ホーム、ファミリーホーム、高齢者福祉サービス事業所等、救護施設及び放課後児童健全育成事業にあっては、「1 各サービス種別共通の評価基準」に加えて「2 サービス種別毎の付加基準」の福祉サービス評価基準に規定する評価基準も併せて実施し、評価にあたっては、「評価基準の解説」に基づき実施すること。

1 各サービス種別共通の評価基準

福祉サービス評価基準	評価基準の解説
福祉サービス第三者評価基準ガイドライン 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の別添3 (平成26年4月1日付厚生労働省関係三局長通知)	【各サービス共通】 ◇福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の別添4（平成26年4月1日付厚生労働省関係三局長通知）
【障害者・児福祉サービス事業所等】 第三者評価共通評価基準ガイドライン（障害者・児福祉サービス解説版） 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正について（令和2年3月31日付厚生労働省関係局長・部長通知）の別添1-1	【障害者・児福祉サービス事業所等】 ◇第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン 判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点（障害者・児福祉サービス解説版） 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正について（令和2年3月31日付厚生労働省関係局長・部長通知）の別添1-2
【保育所】 第三者評価共通評価基準ガイドライン（保育所解説版） 保育所における第三者評価の改訂について（令和2年4月1日付厚生労働省関係二局長通知）の別添1-1	【保育所】 ◇第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン 判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点（保育所解説版） 保育所における第三者評価の改訂について（令和2年4月1日付厚生労働省関係二局長通知）の別添1-2

福祉サービス評価基準	評価基準の解説
	<p>【婦人保護施設】</p> <p>◇福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン（婦人保護施設版）</p> <p>◇評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点（婦人保護施設版）</p> <p>婦人保護施設版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について（平成18年6月13日付厚生労働省関係二課長通知）の別紙1及び別紙1の別添</p>
<p>【児童館】</p> <p>第三者評価共通評価基準ガイドライン（児童館解説版）</p> <p>児童館における第三者評価基準ガイドラインの全部改正について（令和2年9月3日付厚生労働省関係二局長通知）添付資料</p>	<p>【児童館】</p> <p>◇第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン 判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点（児童館解説版）</p> <p>児童館における第三者評価基準ガイドラインの全部改正について（令和2年9月3日付厚生労働省関係二局長通知）の別添1-2</p>
	<p>【自立援助ホーム】</p> <p>◇福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準等＜自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）版＞</p> <p>「児童自立生活援助事業並びに小規模住居型児童養育事業に係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準等について」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成22年3月30日付厚生労働省関係二課長通知）の別紙1</p>

福祉サービス評価基準	評価基準の解説
	<p>【ファミリーホーム】</p> <p>◇福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準等＜ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）版＞</p> <p>「児童自立生活援助事業並びに小規模住居型児童養育事業に係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準等について」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成 22 年 3 月 30 日付厚生労働省関係二課長通知）の別紙 2</p>
<p>【高齢者福祉サービス事業所等】</p> <p>第三者評価共通評価基準ガイドライン (高齢者福祉サービス解説版)</p> <p>「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正について（令和 2 年 3 月 31 日付厚生労働省関係二局長通知）の別添 1-1</p>	<p>【高齢者福祉サービス事業所等】</p> <p>◇第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン 判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点（高齢者福祉サービス解説版）</p> <p>「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正について（令和 2 年 3 月 31 日付厚生労働省関係二局長通知）の別添 1-2</p>
<p>【救護施設】</p> <p>第三者評価共通評価基準ガイドライン (救護施設解説版)</p> <p>救護施設における第三者評価の実施について（平成 30 年 9 月 20 日付厚生労働省社会・援護局長通知）の別添 1-1</p>	<p>【救護施設】</p> <p>◇第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン 判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点（救護施設解説版）</p> <p>救護施設における第三者評価の実施について（平成 30 年 9 月 20 日付厚生労働省社会・援護局長通知）の別添 1-2</p>
<p>【放課後児童健全育成事業】</p> <p>第三者評価共通評価基準ガイドライン (放課後児童クラブ解説版)</p> <p>放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて（令和 3 年 3 月 29 日付厚生労働省関係二局長通知）の別添 1-1</p>	<p>【放課後児童健全育成事業】</p> <p>◇第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン 判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点（放課後児童クラブ解説版）</p> <p>放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて（令和 3 年 3 月 29 日付厚生労働省関係二局長通知）の別添 1-2</p>

2 サービス種別毎の付加基準（上記1掲げる評価基準に付加するもの）

（1）障害者・児福祉サービス事業所等

福祉サービス評価基準	評価基準の解説
<p>第三者評価内容評価基準ガイドライン（障害者・児福祉サービス版）</p> <p>「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正について（令和2年3月31日付厚生労働省関係局長・部長通知）の別添2-1</p>	<p>◇第三者評価内容評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン 判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点（障害者・児福祉サービス版）</p> <p>「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正について（令和2年3月31日付厚生労働省関係局長・部長通知）の別添2-2</p>

（2）保育所

福祉サービス評価基準	評価基準の解説
<p>第三者評価内容評価基準ガイドライン（保育所版）</p> <p>保育所における第三者評価の改訂について（令和2年4月1日付厚生労働省関係二局長通知）の別添2-1</p>	<p>◇第三者評価内容評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン 判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点（保育所版）</p> <p>保育所における第三者評価の改訂について（令和2年4月1日付厚生労働省関係二局長通知）の別添2-2</p>

（3）婦人保護施設

福祉サービス評価基準	評価基準の解説
<p>福祉サービス内容評価基準ガイドライン（婦人保護施設版）</p> <p>婦人保護施設版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について（平成18年6月13日付厚生労働省関係二課長通知）の別紙2</p>	<p>◇評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点（婦人保護施設版）</p> <p>婦人保護施設版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について（平成18年6月13日付厚生労働省関係二課長通知）の別紙2の別添</p>

(4) 児童館

福祉サービス評価基準	評価基準の解説
<p>第三者評価共通評価基準ガイドライン（児童館版）</p> <p>児童館における第三者評価基準ガイドラインの全部改正について（令和2年9月3日付厚生労働省関係二局長通知）添付資料</p>	<p>◇第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン 判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点（児童館版）</p> <p>児童館における第三者評価基準ガイドラインの全部改正について（令和2年9月3日付厚生労働省関係二局長通知）の別添2-2</p>

(5) 自立援助ホーム

福祉サービス評価基準及び解説
<p>福祉サービス内容評価基準ガイドライン＜自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）版＞</p> <p>「児童自立生活援助事業並びに小規模住居型児童養育事業に係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準等について」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成22年3月30日付厚生労働省関係二課長通知）の別紙3</p>

(6) ファミリーホーム

福祉サービス評価基準及び解説
<p>福祉サービス内容評価基準ガイドライン＜ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）版＞</p> <p>「児童自立生活援助事業並びに小規模住居型児童養育事業に係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準等について」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成22年3月30日付厚生労働省関係二課長通知）の別紙4</p>

(7) 高齢者サービス事業所等

福祉サービス評価基準	評価基準の解説
<p>第三者評価内容評価基準ガイドライン（高齢者福祉サービス版）</p> <p>「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正について（令和2年3月31日付厚生労働省関係二局長通知）の別添2-1</p>	<p>◇第三者評価内容評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン 判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点（高齢者福祉サービス版）</p> <p>「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正について（令和2年3月31日付厚生労働省関係二局長通知）の別添2-2</p>

(8) 救護施設

福祉サービス評価基準	評価基準の解説
<p>第三者評価内容評価基準ガイドライン（救護施設版）</p> <p>救護施設における第三者評価の実施について（平成 30 年 9 月 20 日付厚生労働省社会・援護局長通知）の別添 2-1</p>	<p>◇第三者評価内容評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン 判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点（救護施設版）</p> <p>救護施設における第三者評価の実施について（平成 30 年 9 月 20 日付厚生労働省社会・援護局長通知）の別添 2-2</p>

(9) 放課後児童健全育成事業

福祉サービス評価基準	評価基準の解説
<p>第三者評価内容評価基準ガイドライン（放課後児童クラブ版）</p> <p>放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて（令和 3 年 3 月 29 日付厚生労働省関係二局長通知）の別添 2-1</p>	<p>◇第三者評価内容評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン 判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点（放課後児童クラブ版）</p> <p>放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて（令和 3 年 3 月 29 日付厚生労働省関係二局長通知）の別添 2-2</p>

(別記2)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

①第三者評価機関名

②施設・事業所情報

名称 :	種別 :		
代表者氏名 :	定員（利用人数）：名		
所在地：			
TEL :	ホームページ：		
【施設・事業所の概要】			
開設年月日			
経営法人・設置主体（法人名等）：			
職員数	常勤職員：名	非常勤職員	名
専門職員	(専門職の名称)名		
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)	

③理念・基本方針

④施設・事業所の特徴的な取組

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	年 月 日（契約日）～ 年 月 日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	回 (年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◇改善を求められる点

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<コメント>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<コメント>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<コメント>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<コメント>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

第三者評価結果		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<コメント>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<コメント>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

第三者評価結果		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<コメント>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<コメント>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント>		

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を發揮している。	a・b・c
<コメント>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<コメント>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<コメント>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・b・c
<コメント>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<コメント>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<コメント>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<コメント>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<コメント>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<コメント>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<コメント>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<コメント>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<コメント>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<コメント>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<コメント>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<コメント>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
29	III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
＜コメント＞		
31	III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
＜コメント＞		
32	III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
＜コメント＞		

35	III-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a・b・c
<コメント>		
36	III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<コメント>		
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<コメント>		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<コメント>		
39	III-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<コメント>		

III-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	III-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a・b・c
<コメント>		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<コメント>		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a・b・c
<コメント>		

43	III-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<コメント>		
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	III-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<コメント>		
45	III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<コメント>		

IV サービス種別毎に付加される評価基準による

(注1) 別途、岩手県福祉サービス第三者評価基準に規定するサービス種別毎の付加基準に基づいて評価した結果を3段階(a , b , c)で示すこと。

なお、判断基準については、「岩手県福祉サービス第三者評価基準」の評価基準の解説欄に定めた通知に基づくこと。

また、評価対象毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述すること。

(注2) 表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類毎に区分すること。